明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二九）　一
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（同三〇）　二
〔省　令〕
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務四四）　三
〔告　示〕
○個人情報の保護に関する法律の規定に基づき内閣総理大臣の権限の一部を委任する件（内閣府一五七一）　五
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（総務一七八）　三
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一七九）　三
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一八〇）　三
○平成二十五年総務省告示第三百六十七号の一部を訂正する件（同一八一）　三
○平成二十六年総務省告示第三百五十号の一部を訂正する件（同一八二）　一四
○平成二十七年総務省告示第三百二十一号の一部を訂正する件（同一八三）　一四
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（厚生労働二一二）　一五
○平成十七年国土交通省告示第六百六十四号の一部を改正する件（国土交通五八一）　一七
○平成二十四年国土交通省告示第三百六十三号を廃止する件（同五八二）　一七
○平成十七年国土交通省告示第三百八十九号の一部を改正する件（同五八三）　一七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　三七
地方公共団体
行旅死亡人関係　三八
会社その他
会社決算公告　四一

府令

○内閣府令第二十九号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十二条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（総務調整官及び証券取引等監視官）	（総務調整官及び証券取引等監視官）
第九条　財務部に、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び証券取引等監視官それぞれ一人を置く。	**第九条**　財務部に、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び証券取引等監視官それぞれ一人を置く。
2　［略］	2　［同上］
3　証券取引等監視官は、次に掲げる事務を整理する。	3　証券取引等監視官は、次に掲げる事務を整理する。
一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第三十三条第六項、預金保険法第百三十九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十二条第六項及び第七項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会に委任されたもの	一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第三十三条第六項、預金保険法第百三十九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、個人情報の保護に関する法律第四十四条第五項並びに犯罪による収益の移転防止